

さいたま地域保健医療協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県二次保健医療圏であるさいたま保健医療圏（以下「保健医療圏」という。）における埼玉県地域保健医療計画を推進するため、さいたま地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、さいたま地域保健医療協議会設置運営事業委託契約書に基づき、保健医療圏における次の事項について、関係団体等と協議し、必要な連絡調整を行う。

- (1) 計画の試案の作成及び推進に関すること
- (2) 関係団体の協力の確保に関すること
- (3) その他保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

(構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げるさいたま市域の関係者で構成する。

- (1) 医師会代表
- (2) 歯科医師会代表
- (3) 薬剤師会代表
- (4) 看護協会代表
- (5) 医療保険者代表
- (6) 訪問看護ステーション協会代表
- (7) 社会福祉協議会代表
- (8) 食生活改善推進員協議会代表
- (9) 保健愛育会代表
- (10) 公募に応じた市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長を置くこととし、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、特定の事項を検討するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、協議会の委員の一部をもってこれに充てる。なお、特に必要がある場合は、協議会の議決により、協議会の委員以外の者をもって、専門部会の委員に加えることができる。

3 専門部会には部会長を置くこととし、部会長は、会議を招集し、その議長となる。

4 前項の部会長は、協議会の委員の中から、協議会の議決によって決するものとする。

5 部会長は、部会終了後、速やかにその内容を会長に報告するものとする。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健衛生局保健部保健衛生総務課において処理するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。